

(概要その2)補助金交付の対象と品目について

区分	対象区分	個別品目
野菜		さやいんげん、ゴーヤー、レタス、スイートコーン、ばれいしょ、さといも、オクラ、かぼちゃ、とうがん、すいか、メロン、ニンジン、ピーマン、島らっきょう、トマト、ミニトマト、きゅうり、キャベツ、モロヘイヤ、バジル、野菜パパイア、えだまめ、その他の野菜類
果樹	青果物	マンゴー、パパイア、中晩柑類(タンカン等)、パッションフルーツ、シークワーサー、パインアップル、アセローラ、びわ、アテモヤ、スターフルーツ、ドラゴンフルーツ、温州みかん、その他の果樹類
その他の農産物等		かんしょ(※1)、薬用作物類、ハーブ類、その他の地域特産作物 リュウキュウマツ等県産材、特用林産物(きのこ類等)
花き	花き	輪ぎく、小ぎく、スプレーギク、洋ラン、トルゴギキョウ、ストレリチア、ヘリコニア、レッドジンジャー、ソリダコ、切り葉、観葉鉢物、球根切り花類、その他の花き類
畜産物	畜産物	牛肉類(※2)、豚肉類、鶏肉類、その他の畜産物
水産物	鮮魚等	エビ類(クルマエビ)、スギ、ハタ類(ヤイトハタ)、海ぶどう(クビレズタ)、アーサ(ヒトエグサ)、マグロ類、カジキ類、イカ類(ソデイカ)、カツオ類、その他の沖縄県内で水揚げされるモズク以外の水産物
	モズク	モズク(※3)

上記の県産農林水産物は、主たる品目を例示するものである。また、単に切断した物や冷凍・解凍した物は、この要綱で定める県産農林水産物に含まれるものとする。ただし、次の掲げるものは適用を除外するものとする。

1 米及びサトウキビ

2 法令において栽培等の許可が必要であり、一般の販売が禁止されている県産農林水産物

3 食品表示法で定める加工品(ただし、第2条第3項で定める「一次加工品」を除く。)

4 次に掲げる注記事項(※)は、この限りでない。

(1) 「かんしょ」については、植物防疫法施行規則に基づき処理されたものを対象とする。

(2) 「牛肉類」については、個体認識番号が確認できる12月齢以上の肉用牛で、かつ60日以内に食肉として処理されることが確認できる場合には、牛肉類として取り扱うものとする。

(3) 「モズク」については、塩蔵されたモズクを含むものとする。

①地域振興計画に定める指定品目は、上記で例示する補助対象品目を参照し、地域振興に資する品目を指定し、それを補助の対象とします。

②指定する品目のうち一次加工品は、①で選択した品目を原材料として、地域の食品加工事業者が加工し、飲食料品の原料又は材料として販売される物となります。また、補助の対象区分は、①の指定品目と同じ分類となり、基本額も同じ取扱となります。

③離島市町村においては「〇〇島産」として、上記対象区分にかかわらず同じ基本額となります。